## 【表紙】

【縦覧に供する場所】

【提出書類】 公開買付届出書の訂正届出書

 【提出先】
 関東財務局長

 【提出日】
 2025年11月26日

【届出者の氏名又は名称】 住友電気工業株式会社

【届出者の住所又は所在地】 大阪市中央区北浜四丁目 5番33号(住友ビル) 【最寄りの連絡場所】 大阪市中央区北浜四丁目 5番33号(住友ビル)

【電話番号】 (06)6220-4119

【事務連絡者氏名】 広報 部長 田中 真紀

【代理人の氏名又は名称】該当事項はありません【代理人の住所又は所在地】該当事項はありません【最寄りの連絡場所】該当事項はありません【電話番号】該当事項はありません【事務連絡者氏名】該当事項はありません

(大阪市中央区北浜四丁目5番33号(住友ビル))

株式会社東京証券取引所

住友電気工業株式会社

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社名古屋証券取引所

(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

- (注1) 本書中の「公開買付者」とは、住友電気工業株式会社をいいます。
- (注2) 本書中の「対象者」とは、住友理工株式会社をいいます。
- (注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和 と必ずしも一致しません。
- (注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)をいい ます。
- (注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵 省令第38号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注7) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。
- (注8) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。
- (注9) 本書の提出にかかる公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)は、日本法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国1934年証券取引所法(Securities Exchange Act of 1934。その後の改正を含み、以下「米国1934年証券取引所法」といいます。)第13条(e)項又は第14条(d)項及び同条の下で定められた規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。本書及び本書の参照書類中に含まれ又は言及されている全ての財務情報は、日本の会計基準又は国際会計基準(IFRS)に基づいた情報であり、当該会計基準は、米国その他の国における一般会計原則と大きく異なる可能性があります。また、公開買付者及び対象者は米国外で設立された法人であり、その役員の全部又は一部が米国居住者ではないため、米国の証券関連法を根拠として主張し得る権利を行使又は請求することが困難となる可能性があります。また、米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人及びその役員に対して、米国外の裁判所において法的手続を開始することができない可能性があります。更に、米国外の法人並びに当該法人の子会社及び関連者(affiliate)に米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。
- (注10) 本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語において行われるものとします。 本公開買付けに関する書類の全部又は一部については英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書 類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとします。
- (注11) 本書及び本書の参照書類中の記載には、米国1933年証券法(Securities Act of 1933。その後の改正を含みます。)第27A条及び米国1934年証券取引所法第21E条で定義された「将来に関する記述」(forward-

looking statements)が含まれています。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者、対象者又はそれらの関連者は、「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等が結果的に正しくなることを保証するものではありません。本書及び本書の参照書類中の「将来に関する記述」は、本書の日付の時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令で義務付けられている場合を除き、公開買付者、対象者又はそれらの関連者は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新したり修正したりする義務を負うものではありません。

(注12) 公開買付者及びその関連者、公開買付者及び対象者の各ファイナンシャル・アドバイザー並びに公開買付代理人(これらの関連者を含みます。)は、それらの通常の業務の範囲において、日本の金融商品取引関連法規制及びその他適用ある法令上許容される範囲で、米国1934年証券取引所法規則14e-5(b)の要件に従い、対象者の株式を自己又は顧客の勘定で、本公開買付けの開始前、又は本公開買付けにおける買付け等の期間中に本公開買付けによらず買付け又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのような買付けは市場取引を通じた市場価格、又は市場外での交渉で決定された価格で行われる可能性があります。そのような買付けに関する情報が日本で開示された場合には、当該買付けを行った者又はその関連者のウェブサイト(又はその他の開示方法)においても英文で開示が行われます。

## 1【公開買付届出書の訂正届出書の提出理由】

2025年10月31日付で提出いたしました公開買付届出書及びその添付書類である2025年10月31日付公開買付開始公告につきまして、対象者が2025年11月4日付で事業年度第138期中(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)に係る半期報告書を提出し、2025年11月26日付で当該半期報告書の訂正報告書を提出したこと、公開買付者が2025年11月5日付で事業年度第156期中(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)に係る半期報告書を提出したこと、及び公開買付者による特別関係者の所有する対象者の株券等の確認が終了したことに伴い、記載事項の一部に訂正すべき事項が生じましたので、これらを訂正するため、法第27条の8第1項及び第2項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を提出するものであります。

## 2【訂正事項】

公開買付届出書

- 第1 公開買付要項
  - 3 買付け等の目的
    - (1) 本公開買付けの概要
    - (2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針

本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

- (3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置
- 4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数
  - (2) 買付け等の価格
- 5 買付け等を行った後における株券等所有割合
- 第2 公開買付者の状況
  - 1 会社の場合
    - (3) 継続開示会社たる公開買付者に関する事項 公開買付者が提出した書類
      - 口 半期報告書
- 第3 公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況
  - 1 株券等の所有状況
    - (1) 公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計
    - (3)特別関係者による株券等の所有状況(特別関係者合計)
    - (4)特別関係者による株券等の所有状況(特別関係者ごとの内訳) 所有株券等の数
- 第5 対象者の状況
  - 4 継続開示会社たる対象者に関する事項
    - (1)対象者が提出した書類

半期報告書

訂正報告書

公開買付届出書の添付書類

# 3【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

## 公開買付届出書

# 第1【公開買付要項】

- 3【買付け等の目的】
  - (1) 本公開買付けの概要

#### (訂正前)

公開買付者は、本書提出日現在、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)プライム市 場及び株式会社名古屋証券取引所(以下「名古屋証券取引所」といいます。)プレミア市場に上場している対象者 の普通株式(以下「対象者株式」といいます。)51,534,901株(所有割合(注1):49.64%)を直接所有し、ま た、公開買付者の子会社及び関連会社を通じて間接的に所有する対象者株式1,220,423株(所有割合:1.18%)と 合わせると、対象者株式52,755,324株(所有割合:50.81%)を所有しており、対象者を連結子会社としておりま す。なお、公開買付者の子会社及び関連会社が所有する対象者株式の内訳としては、公開買付者の子会社である株 式会社アライドマテリアルが206,650株(所有割合:0.20%)、住友電工焼結合金株式会社が184,895株(所有割 合:0.18%)、九州住電精密株式会社が184,895株(所有割合:0.18%)、住電商事株式会社が142,056株(注2) (所有割合:0.14%)、日新電機株式会社が138,153株(所有割合:0.13%)、株式会社テクノアソシエが100,266 株(所有割合:0.10%)、住電機器システム株式会社が92,500株(所有割合:0.09%)及び住友電工ツールネット 株式会社が92,038株 (所有割合:0.09%) (このうち、住電商事株式会社を除く7社は公開買付者の完全子会社で あり、当該7社(以下「本完全子会社」といいます。)の所有する対象者株式である999,397株(所有割合: 0.96%)を以下「本完全子会社所有株式」といいます。)、並びにその他の公開買付者の子会社及び関連会社が 78,970株(所有割合:0.08%)となっております。この度、公開買付者は、2025年10月30日開催の取締役会におい て、対象者を公開買付者の完全子会社とすることを目的とする取引(以下「本取引」といいます。)の一環とし て、対象者株式の全て(ただし、公開買付者が直接所有する対象者株式及び対象者が所有する自己株式を除きま す。)を対象として、本公開買付けを実施することを決議いたしました。

<中略>

(注2) 住電商事株式会社が対象者の共栄持株会を通じて間接的に所有する対象者株式31,246株(小数点以下を切り捨てております。)が含まれております。

<後略>

## (訂正後)

公開買付者は、本書提出日現在、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)プライム市 場及び株式会社名古屋証券取引所(以下「名古屋証券取引所」といいます。)プレミア市場に上場している対象者 の普通株式(以下「対象者株式」といいます。)51,534,901株(所有割合(注1):49.64%)を直接所有し、ま た、公開買付者の子会社及び関連会社を通じて間接的に所有する対象者株式1,220,469株(所有割合:1.18%)と 合わせると、対象者株式52,755,370株(所有割合:50.81%)を所有しており、対象者を連結子会社としておりま す。なお、公開買付者の子会社及び関連会社が所有する対象者株式の内訳としては、公開買付者の子会社である株 式会社アライドマテリアルが206,650株(所有割合:0.20%)、住友電工焼結合金株式会社が184,895株(所有割 合:0.18%)、九州住電精密株式会社が184,895株(所有割合:0.18%)、住電商事株式会社が142,102株(注2) (所有割合:0.14%)、日新電機株式会社が138,153株(所有割合:0.13%)、株式会社テクノアソシエが100,266 株(所有割合:0.10%)、住電機器システム株式会社が92,500株(所有割合:0.09%)及び住友電工ツールネット 株式会社が92,038株(所有割合:0.09%)(このうち、住電商事株式会社を除く7社は公開買付者の完全子会社で あり、当該7社(以下「本完全子会社」といいます。)の所有する対象者株式である999,397株(所有割合: 0.96%)を以下「本完全子会社所有株式」といいます。)、並びにその他の公開買付者の子会社及び関連会社が 78,970株(所有割合:0.08%)となっております。この度、公開買付者は、2025年10月30日開催の取締役会におい て、対象者を公開買付者の完全子会社とすることを目的とする取引(以下「本取引」といいます。)の一環とし て、対象者株式の全て(ただし、公開買付者が直接所有する対象者株式及び対象者が所有する自己株式を除きま す。)を対象として、本公開買付けを実施することを決議いたしました。

<中略>

(注2) 住電商事株式会社が対象者の共栄持株会を通じて間接的に所有する対象者株式31,292株(小数点以下を切り捨てております。)が含まれております。

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

(訂正前)

( )本公開買付けの背景

<中略>

イ 一般産業用品部門・新規事業部門

<中略>

公開買付者と対象者の資本関係は、公開買付者の前身である株式会社住友電線製造所が、1937年10月に資本業務提携契約に伴う株式譲渡により対象者株式6,000株(当時の対象者の発行済株式総数対比37.50%)を取得したことに始まります。公開買付者は、以降も対象者の運転資金への充当や設備投資等を目的とした新株発行の引受け等により、対象者株式を段階的に取得し、1942年9月には対象者株式14,500株(当時の対象者の発行済株式総数対比51.79%)を所有することで対象者を連結子会社といたしました。公開買付者は、その後も対象者株式を段階的に取得していき、本書提出日現在、公開買付者の子会社及び関連会社を通じて間接的に所有する対象者株式1,220,423株(所有割合:1.18%)と合わせると、対象者株式52,755,324株(所有割合:50.81%)を所有するに至っております。

<後略>

(訂正後)

( )本公開買付けの背景

<中略>

イ 一般産業用品部門・新規事業部門

<中略>

公開買付者と対象者の資本関係は、公開買付者の前身である株式会社住友電線製造所が、1937年10月に資本業務提携契約に伴う株式譲渡により対象者株式6,000株(当時の対象者の発行済株式総数対比37.50%)を取得したことに始まります。公開買付者は、以降も対象者の運転資金への充当や設備投資等を目的とした新株発行の引受け等により、対象者株式を段階的に取得し、1942年9月には対象者株式14,500株(当時の対象者の発行済株式総数対比51.79%)を所有することで対象者を連結子会社といたしました。公開買付者は、その後も対象者株式を段階的に取得していき、本書提出日現在、公開買付者の子会社及び関連会社を通じて間接的に所有する対象者株式1,220,469株(所有割合:1.18%)と合わせると、対象者株式52,755,370株(所有割合:50.81%)を所有するに至っております。

(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

(訂正前)

#### <前略>

なお、公開買付者は、上記「(1)本公開買付けの概要」に記載のとおり、本書提出日現在、対象者株式51,534,901株(所有割合:49.64%)を直接所有し、公開買付者の子会社及び関係会社を通じて対象者株式1,220,423株(所有割合:1.18%)を間接的に所有しており、合わせて対象者株式52,755,324株(所有割合:50.81%)を所有しているため、本公開買付けにおいていわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ」(Majority of Minority)の買付予定数の下限を設定すると、本公開買付けの成立を不安定なものとし、かえって本公開買付けに応募することを希望する一般株主の皆様の利益に資さない可能性もあるものと考え、本公開買付けにおいて、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ」(Majority of Minority)の買付予定数の下限は設定しておりません。もっとも、公開買付者及び対象者において以下の措置が講じられていることから、公開買付者としては、対象者の一般株主の皆様の利益には十分な配慮がなされていると考えております。また、本特別委員会は、本答申書において、他の公正性担保措置の実施状況に照らせば、「マジョリティ・オブ・マイノリティ」(Majority of Minority)に係る条件が設定されていないことのみをもって、本取引の条件の公正性が否定されるものではないと考えられる旨判断しており、対象者としても同様に判断しているとのことです。

<後略>

(訂正後)

#### <前略>

なお、公開買付者は、上記「(1)本公開買付けの概要」に記載のとおり、本書提出日現在、対象者株式51,534,901株(所有割合:49.64%)を直接所有し、公開買付者の子会社及び関係会社を通じて対象者株式1,220,469株(所有割合:1.18%)を間接的に所有しており、合わせて対象者株式52,755,370株(所有割合:50.81%)を所有しているため、本公開買付けにおいていわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ」(Majority of Minority)の買付予定数の下限を設定すると、本公開買付けの成立を不安定なものとし、かえって本公開買付けに応募することを希望する一般株主の皆様の利益に資さない可能性もあるものと考え、本公開買付けにおいて、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ」(Majority of Minority)の買付予定数の下限は設定しておりません。もっとも、公開買付者及び対象者において以下の措置が講じられていることから、公開買付者としては、対象者の一般株主の皆様の利益には十分な配慮がなされていると考えております。また、本特別委員会は、本答申書において、他の公正性担保措置の実施状況に照らせば、「マジョリティ・オブ・マイノリティ」(Majority of Minority)に係る条件が設定されていないことのみをもって、本取引の条件の公正性が否定されるものではないと考えられる旨判断しており、対象者としても同様に判断しているとのことです。

## 4【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

#### (2)【買付け等の価格】

(訂正前)

## 算定の経緯

#### < 前略 >

(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開 買付けの公正性を担保するための措置)

#### <中略>

なお、公開買付者は、上記「3 買付け等の目的」の「(1)本公開買付けの概要」に記載のとおり、本書提出日現在、対象者株式51,534,901株(所有割合:49.64%)を直接所有し、公開買付者の子会社及び関係会社を通じて対象者株式1,220,423株(所有割合:1.18%)を間接的に所有しており、合わせて対象者株式52,755,324株(所有割合:50.81%)を所有しているため、本公開買付けにおいていわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ」(Majority of Minority)の買付予定数の下限を設定すると、本公開買付けの成立を不安定なものとし、かえって本公開買付けに応募することを希望する一般株主の皆様の利益に資さない可能性もあるものと考え、本公開買付けにおいて、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ」(Majority of Minority)の買付予定数の下限は設定しておりません。もっとも、公開買付者及び対象者において以下の措置が講じられていることから、公開買付者としては、対象者の一般株主の皆様の利益には十分な配慮がなされていることから、公開買付者としては、対象者の一般株主の皆様の利益には十分な配慮がなされていると考えております。また、本特別委員会は、本答申書において、他の公正性担保措置の実施状況に照らせば、「マジョリティ・オブ・マイノリティ」(Majority of Minority)に係る条件が設定されていないことのみをもって、本取引の条件の公正性が否定されるものではないと考えられる旨判断しており、対象者としても同様に判断しているとのことです。

<後略>

## (訂正後)

## 算定の経緯

#### < 前略 >

(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開 買付けの公正性を担保するための措置)

## <中略>

なお、公開買付者は、上記「3 買付け等の目的」の「(1)本公開買付けの概要」に記載のとおり、本書提出日現在、対象者株式51,534,901株(所有割合:49.64%)を直接所有し、公開買付者の子会社及び関係会社を通じて対象者株式1,220,469株(所有割合:1.18%)を間接的に所有しており、合わせて対象者株式52,755,370株(所有割合:50.81%)を所有しているため、本公開買付けにおいていわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ」(Majority of Minority)の買付予定数の下限を設定すると、本公開買付けの成立を不安定なものとし、かえって本公開買付けに応募することを希望する一般株主の皆様の利益に資さない可能性もあるものと考え、本公開買付けにおいて、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ」(Majority of Minority)の買付予定数の下限は設定しておりません。もっとも、公開買付者及び対象者において以下の措置が講じられていることから、公開買付者としては、対象者の一般株主の皆様の利益には十分な配慮がなされていると考えております。また、本特別委員会は、本答申書において、他の公正性担保措置の実施状況に照らせば、「マジョリティ・オブ・マイノリティ」(Majority of Minority)に係る条件が設定されていないことのみをもって、本取引の条件の公正性が否定されるものではないと考えられる旨判断しており、対象者としても同様に判断しているとのことです。

## 5【買付け等を行った後における株券等所有割合】

(訂正前)

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)	512,897
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	-
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	-
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(2025年10月31日現在)(個)(d)	515,349
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	-
e のうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権 の数(個)(f)	-
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(2025年10月31日現在)(個)(g)	8,563
gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h)	-
hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(i)	-
対象者の総株主等の議決権の数(2025年 3 月31日現在)(個)(j)	1,037,671
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合 (a/j)(%)	49.40
買付け等を行った後における株券等所有割合 ((a+d+g) / (j + (b - c) + (e - f) + (h - i)) × 100)(%)	99.73

- (注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)」は、本公開買付けにおける買付予定の株券等の数に係る 議決権の数を記載しております。
- (注2) 「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(2025年10月31日現在)(個)(g)」は、各特別関係者(ただし、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。)が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。ただし、本公開買付けにおいては、特別関係者が所有する株券等のうち住電商事株式会社が所有する142,056株(住電商事株式会社が対象者の共栄持株会を通じて間接的に所有する対象者株式31,246株が含まれております。)についても買付け等の対象としているため、「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(2025年10月31日現在)(個)(g)」のうち、142,056株に係る議決権の数(1,420個)は分子に加算しておりません。なお、公開買付者は、本書提出後に特別関係者の所有する対象者の株券等を確認の上、本書の訂正が必要な場合には、本書に係る訂正届出書を提出する予定です。
- (注3) 「対象者の総株主等の議決権の数(2025年3月31日現在)(個)(j)」は、対象者が2025年6月20日に提出した第137期 有価証券報告書に記載された2025年3月31日現在の総株主の議決権の数(1単元の株式数を100株として記載されたもの)です。ただし、単元未満株式も本公開買付けの対象としているため、「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、対象者決算短信に記載された2025年9月30日現在の対象者の発行済株式総数(104,042,806株)から、対象者決算短信に記載された同日現在の対象者が所有する自己株式数(218,808株)を控除した株式数(103,823,998株)に係る議決権の数である1,038,239個を分母として計算しております。
- (注4) 「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後に おける株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

## (訂正後)

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)	512,897
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	-
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	-
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(2025年10月31日現在)(個)(d)	515,349
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	-
e のうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	-
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(2025年10月31日現在)(個)(g)	8,564
gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h)	-
hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(i)	-
対象者の総株主等の議決権の数(2025年3月31日現在)(個)(j)	1,037,671
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合 (a/j)(%)	49.40
買付け等を行った後における株券等所有割合 ((a+d+g) / (j+(b-c)+(e-f)+(h-i))×100)(%)	99.73

- (注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)」は、本公開買付けにおける買付予定の株券等の数に係る 議決権の数を記載しております。
- (注2) 「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(2025年10月31日現在)(個)(g)」は、各特別関係者(ただし、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。)が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。ただし、本公開買付けにおいては、特別関係者が所有する株券等のうち住電商事株式会社が所有する142,102株(住電商事株式会社が対象者の共栄持株会を通じて間接的に所有する対象者株式31,292株が含まれております。)についても買付け等の対象としているため、「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(2025年10月31日現在)(個)(g)」のうち、142,102株に係る議決権の数(1,421個)は分子に加算しておりません。
- (注3) 「対象者の総株主等の議決権の数(2025年3月31日現在)(個)(j)」は、対象者が2025年6月20日に提出した第137期 有価証券報告書に記載された2025年3月31日現在の総株主の議決権の数(1単元の株式数を100株として記載されたもの)です。ただし、単元未満株式も本公開買付けの対象としているため、「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、対象者決算短信に記載された2025年9月30日現在の対象者の発行済株式総数(104,042,806株)から、対象者決算短信に記載された同日現在の対象者が所有する自己株式数(218,808株)を控除した株式数(103,823,998株)に係る議決権の数である1,038,239個を分母として計算しております。
- (注4) 「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後に おける株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

# 第2【公開買付者の状況】

- 1【会社の場合】
  - (3) 【継続開示会社たる公開買付者に関する事項】

【公開買付者が提出した書類】

口【半期報告書】

(訂正前)

事業年度 第156期中(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日) 2025年11月5日関東財務局長に提出 予定

(訂正後)

事業年度 第156期中(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日) 2025年11月5日関東財務局長に提出

# 第3【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

1【株券等の所有状況】

(1)【公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計】(訂正前)

(2025年10月31日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該 当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該 当する株券等の数
株券	523,912 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券 ( )			
合計	<u>523,912</u>		
所有株券等の合計数	523,912		
(所有潜在株券等の合計数)	( )		

- (注1) 対象者決算短信によれば、特別関係者である対象者は、2025年9月30日現在、対象者株式218,808株を所有 しておりますが、全て自己株式であるため、議決権はありません。
- (注2) 上記の「所有する株券等の数」には、特別関係者が対象者の共栄持株会を通じて間接的に所有する対象者株式に係る議決権の数312個が含まれています。

(訂正後)

(2025年10月31日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該 当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該 当する株券等の数
株券	<u>523,913</u> (個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ( )			
株券等預託証券( )			
合計	<u>523,913</u>		
所有株券等の合計数	<u>523,913</u>		
(所有潜在株券等の合計数)	( )		

- (注1) 対象者決算短信によれば、特別関係者である対象者は、2025年9月30日現在、対象者株式218,808株を所有 しておりますが、全て自己株式であるため、議決権はありません。
- (注2) 上記の「所有する株券等の数」には、特別関係者が対象者の共栄持株会を通じて間接的に所有する対象者株式に係る議決権の数312個が含まれています。

(3) 【特別関係者による株券等の所有状況(特別関係者合計)】(訂正前)

(2025年10月31日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該 当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該 当する株券等の数
株券	8,563(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券 ( )			
合計	8,563		
所有株券等の合計数	<u>8,563</u>		
(所有潜在株券等の合計数)	( )		

- (注1) 対象者決算短信によれば、特別関係者である対象者は、2025年9月30日現在、対象者株式218,808株を所有 しておりますが、全て自己株式であるため、議決権はありません。
- (注2) 上記の「所有する株券等の数」には、特別関係者が対象者の共栄持株会を通じて間接的に所有する対象者株式に係る議決権の数312個が含まれています。
- (注3) なお、公開買付者は、本書提出後に特別関係者の所有する対象者の株券等を確認の上、本書の訂正が必要な 場合には、本書に係る訂正届出書を提出する予定です。

(訂正後)

(2025年10月31日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該 当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該 当する株券等の数
株券	<u>8,564</u> (個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券 ( )			
合計	8,564		
所有株券等の合計数	8,564		
(所有潜在株券等の合計数)	( )		

- (注1) 対象者決算短信によれば、特別関係者である対象者は、2025年9月30日現在、対象者株式218,808株を所有 しておりますが、全て自己株式であるため、議決権はありません。
- (注2) 上記の「所有する株券等の数」には、特別関係者が対象者の共栄持株会を通じて間接的に所有する対象者株式に係る議決権の数312個が含まれています。

(4) 【特別関係者による株券等の所有状況(特別関係者ごとの内訳)】 【所有株券等の数】

(訂正前)

<前略>

住電商事株式会社

(2025年10月31日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該 当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該 当する株券等の数
株券	<u>1,420</u> (個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券 ( )			
合計	<u>1,420</u>		
所有株券等の合計数	<u>1,420</u>		
(所有潜在株券等の合計数)	( )		

(注) 上記の「所有する株券等の数」には、特別関係者が対象者の共栄持株会を通じて間接的に所有する対象者株式 に係る議決権の数312個が含まれています。

<後略>

(訂正後)

<前略>

住電商事株式会社

(2025年10月31日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該 当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該 当する株券等の数
株券	<u>1,421</u> (個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ( )			
株券等預託証券( )			
合計	<u>1,421</u>		
所有株券等の合計数	<u>1,421</u>		
(所有潜在株券等の合計数)	( )		

(注) 上記の「所有する株券等の数」には、特別関係者が対象者の共栄持株会を通じて間接的に所有する対象者株式 に係る議決権の数312個が含まれています。

# 第5【対象者の状況】

- 4【継続開示会社たる対象者に関する事項】
  - (1)【対象者が提出した書類】

【半期報告書】

(訂正前)

事業年度 第138期中(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日) 2025年11月4日関東財務局長に提出<u>予</u> <u>定</u>

(訂正後)

事業年度 第138期中(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日) 2025年11月4日関東財務局長に提出

【訂正報告書】

(訂正前)

訂正報告書(上記 に記載の第136期有価証券報告書の訂正報告書)を2024年7月31日に関東財務局長に提出

(訂正後)

訂正報告書(上記 に記載の第136期有価証券報告書の訂正報告書)を2024年7月31日に関東財務局長に提出 訂正報告書(上記 に記載の第138期半期報告書の訂正報告書)を2025年11月26日に関東財務局長に提出

## 公開買付届出書の添付書類

- (1) 2025年10月31日付公開買付開始公告
  - 1. 公開買付けの目的

### (訂正前)

公開買付者は、本公告日現在、株式会社東京証券取引所プライム市場及び株式会社名古屋証券取引所プレミア市 場に上場している住友理工株式会社(以下「対象者」といいます。)の普通株式(以下「対象者株式」といいま す。)51,534,901株(所有割合(注1):49.64%)を直接所有し、また、公開買付者の子会社及び関連会社を通 じて間接的に所有する対象者株式1,220,423株(所有割合:1.18%)と合わせると、対象者株式52,755,324株(所 有割合:50.81%)を所有しており、対象者を連結子会社としております。なお、公開買付者の子会社及び関連会 社が所有する対象者株式の内訳としては、公開買付者の子会社である株式会社アライドマテリアルが206,650株 (所有割合:0.20%)、住友電工焼結合金株式会社が184,895株(所有割合:0.18%)、九州住電精密株式会社が 184,895株(所有割合:0.18%)、住電商事株式会社が142,056株(注2)(所有割合:0.14%)、日新電機株式会 社が138,153株(所有割合:0.13%)、株式会社テクノアソシエが100,266株(所有割合:0.10%)、住電機器シス テム株式会社が92,500株(所有割合:0.09%)及び住友電工ツールネット株式会社が92,038株(所有割合: 0.09%)(このうち、住電商事株式会社を除く7社は公開買付者の完全子会社であり、当該7社(以下「本完全子 会社」といいます。)の所有する対象者株式である999.397株(所有割合:0.96%)を以下「本完全子会社所有株 式」といいます。)、並びにその他の公開買付者の子会社及び関連会社が78,970株(所有割合:0.08%)となって おります。この度、公開買付者は、2025年10月30日開催の取締役会において、対象者を公開買付者の完全子会社と することを目的とする取引の一環として、対象者株式の全て(ただし、公開買付者が直接所有する対象者株式及び 対象者が所有する自己株式を除きます。)を対象として、本公開買付けを2025年10月31日から実施することを決議 いたしました。

#### <中略>

(注2) 住電商事株式会社が対象者の共栄持株会を通じて間接的に所有する対象者株式31,246株(小数点以下を切り捨てております。)が含まれております。

## (訂正後)

公開買付者は、本公告日現在、株式会社東京証券取引所プライム市場及び株式会社名古屋証券取引所プレミア市 場に上場している住友理工株式会社(以下「対象者」といいます。)の普通株式(以下「対象者株式」といいま す。)51,534,901株(所有割合(注1):49.64%)を直接所有し、また、公開買付者の子会社及び関連会社を通 じて間接的に所有する対象者株式1,220,469株(所有割合:1.18%)と合わせると、対象者株式52,755,370株(所 有割合:50.81%)を所有しており、対象者を連結子会社としております。なお、公開買付者の子会社及び関連会 社が所有する対象者株式の内訳としては、公開買付者の子会社である株式会社アライドマテリアルが206,650株 (所有割合:0.20%)、住友電工焼結合金株式会社が184,895株(所有割合:0.18%)、九州住電精密株式会社が 184,895株(所有割合:0.18%)、住電商事株式会社が142,102株(注2)(所有割合:0.14%)、日新電機株式会 社が138,153株(所有割合:0.13%)、株式会社テクノアソシエが100,266株(所有割合:0.10%)、住電機器シス テム株式会社が92,500株(所有割合:0.09%)及び住友電工ツールネット株式会社が92,038株(所有割合: 0.09%)(このうち、住電商事株式会社を除く7社は公開買付者の完全子会社であり、当該7社(以下「本完全子 会社」といいます。)の所有する対象者株式である999,397株(所有割合:0.96%)を以下「本完全子会社所有株 式」といいます。)、並びにその他の公開買付者の子会社及び関連会社が78,970株(所有割合:0.08%)となって おります。この度、公開買付者は、2025年10月30日開催の取締役会において、対象者を公開買付者の完全子会社と することを目的とする取引の一環として、対象者株式の全て(ただし、公開買付者が直接所有する対象者株式及び 対象者が所有する自己株式を除きます。)を対象として、本公開買付けを2025年10月31日から実施することを決議 いたしました。

## <中略>

(注2) 住電商事株式会社が対象者の共栄持株会を通じて間接的に所有する対象者株式31,292株(小数点以下を切り捨てております。)が含まれております。

# (2) 府令第13条第1項第11号の規定による書面

公開買付者が2025年11月5日付で事業年度第156期中(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)に係る半期報告書を関東財務局長に提出したため、府令第13条第1項第11号の規定による書面を本書に添付いたします。

## (3) 府令第13条第1項第12号の規定による書面

対象者が2025年11月4日付で事業年度第138期中(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)に係る半期報告書 を関東財務局長に提出し、2025年11月26日付で当該半期報告書の訂正報告書を関東財務局長に提出したため、府令第 13条第1項第12号の規定による書面を本書に添付いたします。